

監査指導課業務概要

平成 16 年 4 月組織改正により、県内 5 か所(習志野、松戸、印旛、山武、君津)の健康福祉センターに監査指導課が設置され、社会福祉法人及び社会福祉施設等(以下「社会福祉法人等」という。)の指導監査業務を実施している。

1. 監査指導業務の概要

- (1) 社会福祉事業を営む社会福祉法人(一部財団法人を含む。)の運営管理及び会計管理についての指導監査
- (2) 社会福祉施設(救護施設、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、保育所等の児童福祉施設及び精神障害者社会復帰施設)の運営管理、入所者処遇及び会計管理についての指導監査
- (3) 認可外保育施設及び有料老人ホームの立入調査及び立入検査
- (4) 介護保険指定事業所及び指定障害福祉サービス事業者の現地指導

2. 印旛健康福祉センター監査指導課の所管区域

- (1) 印旛健康福祉センター管内
成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
- (2) 香取健康福祉センター管内
香取市、神崎町、多古町、東庄町
- (3) 海匠健康福祉センター管内
銚子市、旭市、匝瑳市

3. 監査等の実施状況

社会福祉法人等の指導監査は、県の社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱等に基づき、社会福祉法人等の適正かつ円滑な運営の確保を図るため、計画的に実施している。

法人に対する主な指摘事項は、経理処理及び会計帳簿の整備、法人役員等の状況に関する事項、定款変更等に関する事項である。

社会福祉施設の主な指摘事項は、施設設備の管理、経理事務処理に関する事項である。

保育所の主な指摘事項は、施設の管理及び管理に係る帳簿の整備に関する事項、職員の配置等に関する事項である。

介護保険指定事業所の主な指摘事項は、運営に関する基準、介護給付費の算定及び取扱いに関する事項、並びに設備に関する基準である。

障害福祉サービス事業者に対する主な指摘事項は、契約手続き及び支援計画作成等の手続きに関する事項、諸記録の整備に関する事項である。

1. 社会福祉法人等監査実施状況

(1) 社会福祉法人等の監査(指導)状況

区分 種別		22年度					
		法人数 A	計画数 B	計画率 B/A	実施数 D	うち、実地 監査・指導	実施率 D/B
社会福祉法人		129	60	46.5	58	58	96.7
1 社会福祉協議会		18	7	38.9	5	5	71.4
2 施設を経営するもの		105	48	45.7	48	48	100.0
内 訳	第一種経営	61	31	50.8	31	31	100.0
	第二種経営	44	17	38.6	17	17	100.0
3 施設を経営しないもの		6	5	83.3	5	5	100.0
公益法人		5	5	100.0	5	5	100.0
1 施設を経営するもの		5	5	100.0	5	5	100.0
内 訳	第一種経営	0	0	-	0	0	-
	第二種経営	5	5	100.0	5	5	100.0
児童福祉行政(市町村)		16	16	100.0	16	16	100.0
計		150	81	54.0	79	79	97.5

※第一種経営とは、主として第一種社会福祉事業を経営するもの。

第二種経営とは、主として第二種社会福祉事業を経営するもの。

実施数と「うち、実地監査・指導」との差は、「書面監査・指導」である。

(2) 社会福祉施設等の監査(指導)状況

社会福祉施設	救護施設	3	2	66.7	2	2	100.0	
	老人福祉施設	62	27	43.5	27	27	100.0	
	児童福祉施設	10	10	100.0	10	10	100.0	
	内訳	障害児施設	5	5	100.0	5	5	100.0
		児童自立支援施設	0	0	—	0	0	—
		乳児院	0	0	—	0	0	—
		児童養護施設	5	5	100.0	5	5	100.0
		母子生活支援施設	0	0	—	0	0	—
	婦人保護施設	0	0	—	0	0	—	
	(旧法)身体障害者更生援護施設	3	2	66.7	2	2	100.0	
	(旧法)知的障害者援護施設	30	19	63.3	15	15	78.9	
	(新法)指定障害者支援施設	8	8	100.0	9	9	112.5	
保 育 所	148	148	100.0	147	84	99.3		
認可外保育施設	21	21	100.0	20	20	95.2		
有料老人ホーム	18	9	50.0	9	9	100.0		
介護保険指定事業所	799	287	35.9	271	271	94.4		
精神障害者社会復帰施設	9	8	88.9	6	6	75.0		
障害者福祉サービス事業者	344	136	39.5	127	127	93.4		
計	1455	677	46.5	645	582	95.3		

※実施数と「うち、実地監査・指導」との差は、「書面監査・指導」である。

合 計	1605	758	47.2	724	661	95.5
-----	------	-----	------	-----	-----	------